

【市民センター及び巣南公民館の料金表】

館名	部屋名	午前9時～ 午後0時30分	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時30分	全日
瑞穂市民センター (穂積公民館)	大ホール(全面)	8,300	8,300	9,900	26,500
	大ホール(半面)	4,100	4,100	5,000	13,200
	大ホール (ステージ側半面)	5,000	5,000	6,000	16,000
	大和室	1,700	1,700	2,000	5,400
	第1会議室	900	900	1,000	2,800
	第2会議室	900	900	1,000	2,800
	第3会議室	900	900	1,000	2,800
	第4会議室	900	900	1,000	2,800
	第1修養室	900	900	1,000	2,800
	第2修養室	900	900	1,000	2,800
	第3修養室	400	400	600	1,400
	調理室	1,700	1,700	1,700	5,100

巢南公民館	多目的ホール(全面)	8,300	8,300	9,900	26,500
	多目的ホール(半面)	4,100	4,100	5,000	13,200
	多目的ホール(ステージ側半面)	5,000	5,000	6,000	16,000
	第1講義室	900	900	1,000	2,800
	第2講義室	900	900	1,000	2,800
	ふれあいホール	4,100	4,100	5,000	13,200
	第1研修室	900	900	1,000	2,800
	第2研修室	900	900	1,000	2,800
	和室研修室1	900	900	1,000	2,800
	和室研修室2	900	900	1,000	2,800
	調理室	1,700	1,700	1,700	5,100

施設名		午前6時30分 ～ 午前8時30分	午前9時～ 午後0時30分	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時30分	全日
瑞穂市民センター（瑞穂市体育館）	球技場 （全面）	—	1,300	1,300	1,700	4,300
	球技場 （片面）	—	700	700	900	2,300
	柔道場	—	700	700	900	2,300
	剣道場 （卓球場）	—	700	700	900	2,300
	卓球台 （1台）	—	250	250	250	—
	サーキットトレーニング室	—	1人1回 110			—
瑞穂市穂積グラウンド	片面	1,000	1,900	1,900	3,900	8,700
瑞穂市穂積第2グラウンド	1面	1,000	1,900	1,900	—	4,800
瑞穂市糸貫川運動公園	1面	1,000	1,900	1,900	3,900	8,700
瑞穂市糸貫川グラウンド	全面	1,000	1,900	1,900	—	4,800
瑞穂市五六川グラウンド	1面	1,000	1,900	1,900	—	4,800
瑞穂市生津スポーツ広場	グラウンド 全面	2,100	4,300	4,300	—	10,700
	グラウンド 片面	1,100	2,100	2,100	—	5,300
	テニスコート1面 （休日）	—	1,400	1,400	3,400	6,200
	テニスコート1面 （平日）	—	1,000	1,000	3,400	5,400

瑞穂市巢南グラウンド	1面	1,000	1,900	1,900	3,900	8,700
瑞穂市中ふれあい広場	グラウンド 1面	1,000	1,900	1,900	—	4,800
	テニスコート (休日)	—	1,300	1,300	—	2,600
	テニスコート (平日)	—	900	900	—	1,800
瑞穂市西ふれあい広場	1面	1,000	1,900	1,900	—	4,800
瑞穂市弓道場	団体利用	1,000	1,000	1,000	1,300	4,300
	個人利用	—	120	120	120	—

<備考>

※市内在住者、在勤者又は在学者以外の方が次に掲げる体育施設を個人利用する場合の使用料は、当該使用料の2倍の額とする。

- (1) 瑞穂市体育館の卓球台
- (2) 瑞穂市体育館のサーキットトレーニング室
- (3) 瑞穂市生津スポーツ広場のテニスコート
- (4) 瑞穂市中ふれあい広場のテニスコート
- (5) 瑞穂市弓道場

※体育施設の利用に当たっては、次に掲げるものを除き、利用時間帯を2分の1に分割して利用することができるものとする。この場合において、使用料は、当該使用料に100分の50を乗じて得た額とする。

- (1) 瑞穂市体育館の卓球台
- (2) 瑞穂市体育館のサーキットトレーニング室
- (3) 瑞穂市弓道場の個人利用

※この表において「休日」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいい、「平日」とはそれ以外の日をいう。

【学校体育施設関係の料金表】

施設名				午前6時30分 ～ 午前8時30分	午前9時～ 午後0時30分	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時30分	全日
穂積中学校	運動場			400	700	700	3,900	5,700
	体育館	アリーナ	全面	700	1,300	1,300	1,700	5,000
			半面	400	700	700	900	2,700
		柔道場		400	700	700	900	2,700
		剣道場		400	700	700	900	2,700
		卓球場		400	700	700	900	2,700
穂積北中学校	運動場			400	700	700	3,900	5,700
	体育館	アリーナ	全面	700	1,300	1,300	1,700	5,000
			半面	400	700	700	900	2,700
		柔道場		400	700	700	900	2,700
		剣道場		400	700	700	900	2,700
巢南中学校	運動場			400	700	700	3,900	5,700
	体育館	アリーナ	全面	700	1,300	1,300	1,700	5,000
			半面	400	700	700	900	2,700
		柔道場		400	700	700	900	2,700
		剣道場		400	700	700	900	2,700
		卓球場		400	700	700	900	2,700
		ミーティング室	1室	400	700	700	800	2,600

穂積小学校	運動場			400	700	700	—	1,800
	体育館	アリーナ	全面	700	1,300	1,300	1,700	5,000
			半面	400	700	700	900	2,700
	ミーティング室	1室	400	700	700	800	2,600	
本田小学校	運動場			400	700	700	—	1,800
	体育館	アリーナ	全面	700	1,300	1,300	1,700	5,000
			半面	400	700	700	900	2,700
	ミーティング室	1室	400	700	700	800	2,600	
牛牧小学校	運動場			400	700	700	—	1,800
	体育館	アリーナ	全面	700	1,300	1,300	1,700	5,000
			半面	400	700	700	900	2,700
	ミーティング室	1室	400	700	700	800	2,600	
生津小学校	運動場			400	700	700	—	1,800
	体育館	アリーナ		400	700	700	900	2,700
南小学校	運動場			400	700	700	—	1,800
	体育館	アリーナ		400	700	700	900	2,700
中小学校	運動場			400	700	700	—	1,800
	体育館	アリーナ		400	700	700	900	2,700
西小学校	運動場			400	700	700	—	1,800
	体育館	アリーナ		400	700	700	900	2,700

<備考>

※開放施設の利用に当たっては、利用時間帯を2分の1に分割して利用することができるものとする。この場合において、使用料は、当該使用料に100分の50を乗じて得た額とする。

【瑞穂市総合センターの料金表】

部屋名			午前9時～ 午後0時30分	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時30分	全日
1階	大ホール	平日	21,600	24,700	37,200	83,500
		休日	28,900	33,000	49,600	111,500
	楽屋1		1,000	1,100	1,700	3,800
	楽屋2		600	600	900	2,100
	楽屋3		600	600	900	2,100
2階	多目的ホール		4,300	5,000	7,400	16,700
3階	栄養指導室・ 調理実習室		2,900	3,300	5,000	11,200
4階	リハーサル室		1,400	1,700	2,400	5,500
	和室研修室		3,400	4,000	6,000	13,400
	創作室1		1,400	1,700	2,400	5,500
	創作室2		1,400	1,700	2,400	5,500
	OA研修室		2,100	2,400	3,700	8,200
5階	第1会議室		1,400	1,700	2,400	5,500
	第2会議室		1,400	1,700	2,400	5,500
	第3会議室		1,400	1,700	2,400	5,500
	第4会議室		2,900	3,300	5,000	11,200
	修養室		1,400	1,700	2,400	5,500

<備考>

※この表において「休日」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいい、「平日」とはそれ以外の日をいう。

※入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合は、使用料に次の割合を乗じて得た額を加算する。

(1)入場料等が1人当たり3,000円以下の場合 100分の50

(2)入場料等が1人当たり3,000円を超える場合 100分の100

※利用者が、営業の宣伝その他これに類する目的をもって無料で入場させる場合は、使用料に100分の50を乗じて得た額を加算する。

※4階の和室研修室を仕切って利用する場合の使用料は、使用料にその割合を乗じて得た額とする。

※利用時間が、この表に区分する利用時間に満たない場合でも時間割計算は行わない。

※使用料を算出する際に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。